

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成28年7月26日（水） 開会時間 午前 9時59分
閉会時間 午後 2時27分

場 所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修
副委員長 奥山 弘昌
委 員 前島 茂松 渡辺 淳也 浅川 力三 山田 一功
塩澤 浩 水岸富美男 佐藤 茂樹 卯月 政人
宮本 秀憲

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎
森林環境部次長 笹本 稔 森林環境部次長 石原 啓史
森林環境部技監 小林 均
森林環境総務課長 市川 美季 環境整備課長 村松 稔
森林整備課長 金子 景一 県有林課長 山田 秋津

農政部長 大熊 規義 農政部理事 西野 孝
農政部次長 岡 雄二 農政部技監 渡邊 祥司
農政総務課長 丹澤 尚人 畜産課長 鎌田 健義

警察本部長 飯利 雄彦 刑事部参事官 鶴田 孝一
組織犯罪対策課長 宇野 晃

総合政策部長 吉原 美幸 総合政策部次長 小島 徹
政策企画課長 末木 憲生 地域創生・人口対策課長 宮崎 正志

県民生活・男女参画課長 三井 薫
生涯学習文化課長 深澤 宏幸

行政経営管理課長 上野 良人

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の概要 まず、飯島委員長から、部局審査の対象となる県出資法人及び指定管理施設の選定理由が説明された。

次に、本日の審査順序について、森林環境部、総合政策部・農政部・警察本部の順で行うこととし、審査を効率的に進めるため、本日及び明日の部局審査では、各法人・施設の事務的な調査を詳細に行い、現地調査では、各法人・施設の役員等からの説明聴取と施設等調査を重点的に行うことが了承された。また、部局審査では、部長等には概要説明の後、自室待機してもらい、必要に応じて出席を求めることとし、各法人の審査については、実務担当者から説明を受けることが了

承された。

審査に先立ち、7月14日の委員会において県出資法人の収支に関して山田委員が質問した内容について、深澤生涯学習文化課長から説明があった。

次に、午前10時13分から午前11時18分まで森林環境部所管の県出資法人関係、午後1時から午後2時27分まで総合政策部・農政部・警察本部所管の県出資法人関係の審査を行った。

※（公財）山梨県環境整備事業団、（公財）山梨県林業公社、（株）清里の森管理公社【森林環境部】関係

質疑

（山梨県環境整備事業団について）

山田委員　　まず初めに、横内知事の時代に閉鎖を決めて、あのときたしか、52億か54億円の赤字見通しであったと思います。最終的に覆土をして終わるまでの見積金額でありましたが、その進行状況において、今どのような差異が発生しているかお尋ねします。

村松環境整備課長　環境整備事業団の収支見通しにつきましては、現在、第2次改革プランを策定しまして、取り組みを進めているところですが、この改革プランにおきまして、最終的に54億5,400万円の赤字を見込んでいるところです。

その進捗状況ですが、最終処分場につきましては、廃棄物の搬入期間中に搬入終了後の維持管理費を積み立てておくことが法律で定められておりまして、その積立を行ったものにつきまして、平成26年度に一括費用計上の処理をしています。そうした関係もございまして、年度ごとの損失額に変動はあるものの、おおむね計画どおり、最終的には54億程度ということで推移をしております。

山田委員　　次に、先ほど説明いただきました損害賠償請求訴訟についてですが、間もなく判決が出るということですから、それを待つしかないわけですが、このものに対する弁護士費用等の額は現時点でどのぐらいかかっているのでしょうか。

村松環境整備課長　第1次訴訟、第2次訴訟と訴訟を提起しておりますが、費用の内訳といたしますと、訴訟を申し立てる際に裁判所に納める費用と弁護士費用ということになるかと思えます。1次訴訟につきましては、訴訟申立費用といたしまして116万9,000円、弁護士費用につきましては、着手金と事後にお支払いするものを合わせまして210万円となっております。2次訴訟につきましては、訴訟申立費用が312万円、それから弁護士費用は1次訴訟と同様、合わせて210万となっております。総額、合わせまして848万9,000円となっております。

山田委員　　そうしますと、今回のこの決算書の中には、この費用はどこにも記載していないということですね。

村松環境整備課長　訴訟費用として申しあげました額のうち、平成27年8月に国補返還額を訴訟請求額に上乗せをした際に追加で支出した訴訟申立費用の8万円が、平成27年度の正味財産増減計算書の租税公課費に計上されております。

山田委員　　重ねての質問になりますが、間もなく判決が出るということですが、これは和

解勧告とかではなく、そのまま判決が出るということですよ。確認です。

村松環境整備課長 今、行っている裁判につきましては、8月23日に判決が出るということでございます。

（8月18日総括審査の際に判決期日が延期となったことが報告された。）

（（公財）山梨県林業公社について）

山田委員 まず初めに、先ほど部長が謝罪をしてくれたのですが、たしか14日の日に私が質問して、その時点ではお答えをしないまま、翌日15日の夕方のニュースで民事再生法を申請したと報じられました。弁護士からとめられていたということですが、この公社を今年度末をもって閉鎖することは一つの既定路線であったにもかかわらず、翌日に報道発表ということで、私は非常にショックを受けました。法的手続をとるのであれば、この委員会の中で、これ以上の深入りは御遠慮いただきたいとか、後日説明するとか、そういう説明をするなどの方法があったんじゃないかと思います。私はこの指定管理の特別委員会にこの5年間で初めて入りましたけれども、この委員会は相当軽く見られたな、こんなに軽い委員会だったのかと思っておりますが、それについてまずお答えをいただきたいと思います。

金子森林整備課長 部長からも申し上げましたが、大変申しわけないと思っております。ただ、民事再生手続をとることを決定するのが林業公社の理事会になります。前回の総括審査が13日でございますして、14日の午後に林業公社の理事会が開催され、そこで申立を決定しました。その前に事務的な打ち合わせはいたしておりましたが、債権者である日本政策金融公庫等に申立書の最終的な金額や申立書自体をお示ししたのが当然、14日の理事会の開催後でしたので、13日には申し上げられなかったということでございます。

山田委員 私は別にそういうことまで知らせてくれなかったことを言っているんじゃないかと、やはり近々、法的な手続をとる予定であるからということ、あるいは、委員長にそういう状況があるからということを一言言っておけばということも言っているんです。いずれにしろ、この委員会をどう考えているかということをもう一度お答えください。

金子森林整備課長 この委員会は出資法人の経営を審査していただく非常に重要な委員会と考えています。当日の13日に質問をいただいたにもかかわらず、お答えできなかったことは大変申しわけなく考えております。

山田委員 この森林環境部の関係にかかわらず、やはりその時点で事情があれば事情をちゃんと説明してくれれば、それを超えて我々も質問することはないし、そのときにちゃんと御説明いただければいいと思っていますから。委員長からもこの件について一言言っただけであれば、私もとりあえずおさめます。

飯島委員長 金子課長、保坂部長からも説明がありましたように、山田委員の質問の後の理事会決定という事項がありますが、さりとてこういう委員会をしているわけでありますから、可能な範囲でそういった情報共有はしていただきたいかったということもつけ加え、金子課長からも誠意ある回答をいただきましたので、おさめたいと思います。よろしく申し上げます。

山田委員 それでは、ただいま御説明をいただいた中で何点か質問をさせていただきます

が、他県の林業公社の動向がここにありまして、まだ26都県に28公社が存在しているということは、43分の28ですから、まだ半分以上の都県に存在している状況の中で、他県はどういう状況になっているのでしょうか。

金子森林整備課長 28公社のうち25公社が今のところ存続することになっております。ただ、そのうちの4公社につきましては、抜本的な改革を行うと。例えば、債務の償還など、改革を行った上で残していくということです。

あと、解散が決定していますのが、山梨県、奈良県。これらは両方ともすでに民事再生手続を開始しているところです。検討中というところが1県ほどある状況でございます。

山田委員 最終的にこの改革プランと県民負担の試算がある中で、総額で500億円ぐらいになるんですかね。当時、横内知事が明野の処分場も含めて、いろいろなものを閉鎖というか、整理していった中の一つに入るのではないかと思います、その当時も多額の債権放棄額がある程度示されていた中で、ちょっと私が気になるのは、先ほど説明した分収林の収支の80億円ですね。この見通しについてはどうなんですか。見通しが甘くはないのでしょうか。見通しが甘ければ、県民負担額はさらに150億以上になっていくということもありますよね。その辺についてはいかががお考えでしょうか。

金子森林整備課長 分収林の収支の見通しでございますが、先ほどの債権放棄額等が書いてある資料の右側でございますが、左から5つ目ですけれども、改革プラン時に分収林の収支として124億円を見込んでおりまして、今回、さらに精査をして127億円余りということになっています。ただ、これは委員御指摘のように、現在の木材価格がそのまま推移したときに、平成112年まで最終的にはかかりますので、そこを見込んだものになっております。したがって、知事のほうからもそこのところは県有林課と一体となってしっかり頑張って、少しでもさらに収益を上げて、県民負担額をおさえることに努めるようにという指示を受けているところでございます。

山田委員 関連になるのですが、うちはいち早くFSC認証材の認証を受けて、他県に先駆けただけ、今、よその県も追随してきていると。これは一般の方からいただいた意見になるのですが、今回の東京オリンピックにおける国立競技場も木材を基本に使っていくという中で、山梨県はそういうものの売り込みが下手じゃないかと。せっかく認証材の認証を取って、その取ったところで終わっちゃっているんで、直接林業公社が分収林の中でやっていくのか、どの担当がやるのか、私たちにはちょっとわからないのですが、それも含めて、売り込みに対してはどのような活動をしているのか教えていただけますか。

金子森林整備課長 公社の分収林は県有林と一体的に管理をしていくということになっていまして、FSC認証材につきましては、県有林課のほうで、国立競技場への売り込みということで、昨年、知事が直接、設計施工を請け負っている大成建設にお願いにいたり、林野庁やオリンピック競技大会組織委員会といったところに売り込みをしているところでございます。そういう中で、さらに県有林課のほうでは、都内の展示会への出展ですとか、そういったことで取り組みをしているところでございます。

山田委員 ということは、少しはプラスの要因が公社にもあるという理解なのか、それとも県の全体の売り込みが成功すれば、公社にもメリットがあるんですか、ないん

ですか。

金子森林整備課長 公社に限らず、県有林が先導して売り込んでいって評価を上げていくことで、県全体の、民有林も含めたところの木材振興にもつなげていくということを考えていますので、その意味では公社の部分にもよい影響があるのではないかと考えています。

宮本委員 ペーパーの2枚目の一番左のページの下の債権放棄額というところで、(B)の廃止時の森林資産が47億円とあるのですが、これは新聞報道にもあった、要は県が引き継ぐ資産という認識でよろしいですか。

金子森林整備課長 そのとおりでございます。県が貸している195億円のうち、この47億円で代物弁済していただきますので、差引148億円が債権放棄額ということでございます。

宮本委員 47億円というのは、先ほど、計算式があって将来に対する現在価値みたいな話があったかと思うのですが、そういう計算式でこの47億円を出されているということでもいいのかということと、それから、これには土地も入っているんですか。それを教えていただければ。

金子森林整備課長 先ほど申し上げたように、将来の収支をさらに割り戻しをして、総務省の基準で算出した額でございます。そして、土地は分収林につきましては、所有者の持っている土地の上に木を育てて売っていくということですので、土地は入っておらず、上物だけです。

宮本委員 47億円っていうのが、総務省の計算式なのでしょうがないんでしょうけど、個人的に私はキャッシュフローにすぐかえられるか、かえられないかというのが重要なかと思っております。結果として、林業公社は、正直言えば採算性が悪いビジネスですよ。そういう意味で、この47億円というものが本当に47億円になるのかなというのがすごく気になったところです。計算式によれば、県民負担に対しての債権放棄額が148億円になるために47億円引き継いで、森林資産が47億円になるはずだという前提に立っていると思うんですけど、本当にこれ、47億円で大丈夫なのかっていうのも変な質問ですけども、ちゃんとキャッシュとしていずれ、県の資産としてかえられるのか、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

金子森林整備課長 まず、この額につきましては、基準に基づいて出しておりまして、公認会計士のチェックなども受けているところです。資産にかえられるかということですが、森林につきましては、まず最初の植えつけや、下刈りというところで大変大きなお金がかかります。今回、引き継いだものにつきましては、まだまだ育成途上にあるものもございしますが、もうそういう部分の費用がかからない森林は、これを普通に管理していけば、この額はおそらく、よほどのことがない限り、大丈夫ではないかと考えています。

(株)清里の森管理公社について

渡辺委員 清里の森管理公社は株式会社ですので、言うまでもなく、安定した経営を行っていく上で収入の確保というものが大事になってくるのではと考える次第です。そこで、今、御説明にあったように、さまざまな事業を行っていると思うのです

けれども、もう少し公社の主な収入について御説明いただければと思います。

山田県有林課長 清里の森管理公社の収入ですが、主なものとしてテニスコート、パークゴルフ場などの収益施設からの売上、それと別荘敷地内の草刈り、立木伐採のようなものを受託している受託料、あと、別荘住民からの共益費、テナント収入、別荘仲介手数料など、全て清里の森の管理経営より得られているものです。

渡辺委員 収入については御説明いただいたとおり理解いたしました。
次に、清里の森管理公社の経営状況についてお伺いしたいと思います。258ページの損益計算書の一番下に、当期純利益がございますけれども、ここがマイナス415万円余りという赤字になっていると思いますけれども、その主たる原因についてお聞かせください。

山田県有林課長 258ページの決算状況を見ていただきますと、今、お話のありましたような形でございます。内容を精査しますと、テナントの撤退による賃料、あと、別荘仲介の低迷による手数料が減少したということ。それと、平成26年度の消費税率アップに基づきまして、今期決算にそれが反映されたということがございまして、支出も増加したことから、赤字決算となったということです。

渡辺委員 今の説明で、赤字決算となった原因は理解いたしましたけれども、県としてこの赤字決算となった原因を分析して、平成28年度以降、収支改善に向けて、どのように具体的に取られるのかお伺いいたします。

山田県有林課長 先ほど申しましたように、テナントの撤退というのが非常に大きな赤字の原因となっています。そういうことも含めまして、閉店したテナント施設に1日も早く入居者が確保できるように、不動産情報サイトのようなホームページ等も活用しながら広報活動の強化を図っているところでございます。

さらに、清里の森再整備事業で、森の音楽堂がリニューアルされておりますので、新たなイベントの開催や地元の観光団体等との連携を図る中で、そうした施設への観光客の集客を図り、収益施設の稼働率を向上させていきたいと考えております。

それと、支出面において、水道光熱費等の一般管理費の抑制に今まで以上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

渡辺委員 平成28年度の収支改善計画についてお伺いいたしましたが、平成28年度は本年度になるわけですけれども、本年度はもう既に3カ月ほど経過しております。そこで、この3カ月、第1四半期における、今、御説明いただいた黒字化に対する取り組みはどのような進捗状況になっているのかを最後にお伺いして質問を終わらせていただきます。

山田県有林課長 3カ月経過しました第1四半期の状況でございますけれども、前年度同時期と比較しますと、森の工房の利用者数の増加などによりまして、2.3%の増収という状況となっております。

一方、支出の面でございますが、水道光熱費の節減などによりまして、5.7%の減ということでございます。一概には今、言えないわけですけれども、今後も引き続き営業努力等により収益施設の稼働率の向上でありますとか、水道光熱費などの一般管理費のさらなる削減に努めることによりまして収支改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

浅川委員 今、渡辺委員がさまざまな質問をしてくださいましたが、その中で関連して1つだけ伺います。この28年度の事業計画の中でも、特に力を入れている収益事業の中で、テナントの部分が大変苦勞しているだろうと思っております。私もよく承知しております。それで、幾つのテナント施設があって、現在、幾つ営業しているというか、入居しているのかわかりますか。

山田県有林課長 8つの施設がございます。そのうち7つの施設が今、運営していきまして、1つだけ空き店舗という状況となっております。

浅川委員 このテナント施設のテナント料の月価格は、平均でお幾らぐらいですか。

山田県有林課長 概略の平均でございますけれども、月8万円ぐらいでございます。

浅川委員 テナントが出たり入ったりしているのもよく承知しているのですが、この辺はやっぱり少なくとも料金を若干落とすなりしてでも稼働率を上げていかなければいけないだろうと思っておりますし、開所当時の話をしてもしょうがないんですけれども、あれだけ大きなレストランも開設しながら、今はちょっと空き家同然のような部分になっておりますので、その辺も改善して、小さいスパンにして、もう少し積極的に貸し出すようにしていただければいいかなと思うのですが、その辺どうですか。

山田県有林課長 管理公社のほうとよく相談をする中で、今、先生のおっしゃったようなことも含めまして検討させていただきたいと思っております。

宮本委員 8施設あって7施設が埋まっていて、1施設空き店舗であるということを今、御回答いただいたのですが、先ほどの渡辺委員の質問に対して、今回収益が赤字である原因が、施設が入っていないことが大きな原因であるということをお伺いしました。逆に言えば、たった1店舗いなくなっただけでこれだけ大きな赤字が出るようなビジネスモデルなんですか。

山田県有林課長 空き店舗だけではなくて、別荘の手数料などの収入が入ってこなかったということもございまして赤字になっている。1店舗空いているという理由だけで赤字になっているということではございません。

※ 山梨県土地開発公社【総合政策部】、(公財)山梨県馬事振興センター【農政部】、(公財)山梨県暴力追放運動推進センター【警察本部】 関係

質疑

(山梨県土地開発公社について)

宮本委員 このいただいたA4横のペーパーの、債務の返還についての質問なのですが、毎年、処理補助金というのが出ていますが、市川三郷町のほうもそうですけど、これは国の補助金なんですか。県の補助金なんですか。

宮崎地域創生・人口対策課長 この補助金につきましては、県から公社のほうに出ている補助金でございます。

宮本委員 そうすると、借金を返済するのに対して県が補助金を出して、その借金に充当

してだんだん減らしていくっていう、マッチポンプみたいな感じということですか。

宮崎地域創生・人口対策課長 土地開発公社につきましては、県が100%出資をしている団体として、米倉山、市川三郷町で発生いたしました債務については、土地開発公社のほうで、もはや土地の下落等もあり、債務を返済することが不可能であるという状況を鑑みまして、県のほうで補助金を交付いたしまして、段階的に債務を縮小するという形で整理をしています。

宮本委員 そうすると、さっき午前中、林業公社は再生させない、もう、いわゆる破産ですと。こっちは破産じゃないけど、結果としては県の税金使いながら借金を返すようなたてつけをしているだけということ、何の意味があるんですか。どう違うがあるんですか。

宮崎地域創生・人口対策課長 林業公社との違いということでしょうか。おそらく、林業公社の場合は県が抱えている債務については債権の放棄、あるいは、公社で持っている債務については、県が引き受けて、それに対して三セク債を発行するという形で処理をして、その三セク債の償還年限の中で段階的に債務を縮小するという形をとっているのに対して、土地開発公社については債務が多額にのぼることから、三セク債の発行によらずに、長期にわたって債務を縮小するという仕組みになっていますので、基本的に両者の場合とも、県の負担が伴っているということとはかわりがないのではないかと承知しています。

宮本委員 要は、見せかけは違うけど、結局、県の税金で補填しながら、債務を返すというのが土地開発公社のスキームで、林業公社のほうは、公社自体は返さないけど、県がその負担を一気に負うというスキームということで、中身は一緒ということによろしいですね。ありがとうございます。

奥山副委員長 今回の宮本委員の話、本当に素朴で、みんながそう思っている部分なのかななんて思って、今、聞いていたんですけど、そもそも、この土地開発公社は、改革プランを平成22年に打ち出して、平成49年までそれを続けていって、最終的には解散に持っていくということですが、そこに至った経緯をまず説明いただけたらと思います。

宮崎地域創生・人口対策課長 過去の経緯がございますので若干長くなって恐縮でございます。土地開発公社につきましては、長い目で見ますと、これまで公共用地の先行取得といった事務について多大な貢献をしていただいたと思っておりますけれども、土地というものが絡む性質上、特に土地開発公社が土地を取得した時期というのがバブル経済の真ただ中というところもありまして、かなり高額で取得をして、その後値上がりするという前提で土地を取得して経営をしていくというたてつけになっていましたけれども、御承知のようにバブル経済が完全に破綻した、崩壊した後に景気低迷もございまして、土地の価格は下落する一方ということで、特にその中でも御承知のとおり、米倉山につきましては、ここの債務スキームに書いてございまして、結局、評価がえをしましたところ、110億円余りの債務を抱えていることになりまして、この多額の債務について、県の一般会計からの補助金により、30年をかけて、超長期にわたって解消していくということを決めたところでございます。

それから、国のほうでもオールジャパンでこういう土地開発公社、並びに第三セクターといったところの改革を求めているというところで、県のほうでも特別

委員会を設立いたしましたして、この土地開発公社も含めました解散、経営状況、そして存廃も含めた検討を行ったというところでございます。その結果、先ほど御説明しましたように、今後、土地の値上がりというのがなかなか見込めない中、その業務を続けていくだけで損が出ていくという状況であると、長期にわたって仕事をしていくことができないということになりましたので、委員がおっしゃられたように、22年に改革プランを策定した際に、新たな事業は行わない、そして、保有土地の売却等の残務処理を基本的スキームとするという形で、先ほど申しました米倉山は30年をかけて返済し、49年に債務を返済しきった段階で解散するという形で整理をしているところでございます。

奥山副委員長 30年という年月をかけて債務をゼロにしていく。そのもとになるものは当然、県からということで、これは県民の税金を充当すると。これは一度、改革プランを平成25年に見直して、たしか25年度、26年度、27年度、ここでまた様子を見るのかなという雰囲気をとっているんですけど、この25年に1回見直した、そのときのスケジュールがあるかと思うんです。改革していくに当たって。それが3年間でどの程度実現できたのか、また、できない部分もあったのであれば、その辺の話をちょっとしていただきたいと思います。

宮崎地域創生・人口対策課長 改革プランにつきましては、22年度に策定をいたしまして、委員おっしゃられたとおり、25年度に改定をしています。実は22年から4年間のプランとしておりましたけれども、1年前倒しで改定をしています。なぜ1年前倒しで改定したかといいますと、24年に、先ほど申しました、スキームの下のほうにあります市川三郷町の事案が発生をしました。従来でありますと、米倉山債務につきまして県の補助金を充てながら段階的に解消していくというところでございましたけれども、市川三郷町の問題が起きたものですから、これについても土地開発公社単体ではとても解消ができない、県の補助金を入れざるを得ないということで改革プランを改定させていただいたというところでございます。

25年に改定をしたプランにつきましては、28年度末まで、このプランを引き継ぐという形になっておりまして、現在、債務処理のスキームについてはプランにのっとりた形で県の補助金を入れて、債務の処理をしていく。あるいは、まだ売れていない土地につきましては、積極的に販売を進めまして、まだ売却ができていない土地もございますけれども、そういう形でプランにのっとりた対応を進めているというところでございます。

奥山副委員長 わかりました。そんな中でまだ売れていない土地について、今後どうしていくかということは、大きな課題だと思います。特に市川三郷町については、裁判が係争中ということもありますけれども、まだあそこは1区画残っていたんですよ。その活用方法ということで、太陽光施設に貸し出したということが資料の中にあつたのですが、そこに至った経緯をちょっと聞かせていただければと思います。

宮崎地域創生・人口対策課長 市川三郷町の問題があつた事案につきまして、委員のおっしゃられた1区画は、実は未分譲という形で残っております。その残っております1区画の隣が、実は今回、24年度に問題があつた、廃棄物が出てきた土地です。廃棄物が出てきた土地につきましては立地企業が現在いて、その隣が今、未分譲という形で残っているというところでございます。未分譲の土地につきましては、太陽光施設、メガソーラーを誘致いたしましたして、誘致した企業から土地の賃借料をいただいているところでございます。

委員おっしゃられたように、もともと拠点工業団地という名前にありますとおり、工業団地として売ることが当然、念頭にあったわけですが、廃棄物が出てきてしまった土地と隣接していますし、さらに造成時期も2期ということで、全く同じタイミングで造成をしています。実際、そういう事情を鑑みますと、今、太陽光を設置しているところにつきましては、もし工業団地として売りますと、掘削等の作業が発生した中で、隣の土地と同様に廃棄物が出てきかねないという懸念がございました。そうなりますと、やはり土地の瑕疵担保責任ということで、この裁判と同様の多額の費用がかかるということが見込まれますので、現状につきましては、土地等の掘削が必要のないような、土地の上にただ単にものを設置するだとか、そういった形の土地の利用であればただちに使えるだろうということを検討いたしまして、太陽光施設の企業を誘致するという判断に至りまして、現在、企業に立地していただいているという状況でございます。

奥山副委員長 掘り起こすと何が出てくるかわからないという状態のところ、その辺の心配を避けようという部分で、ある意味、賢明な策だろうなと自分も思うわけですが、ここのところ、2万4,000平米を超える面積を21年間の契約ということで、年額1,780万円とあります。21年間でいくと3億7,000万円を超える金額の賃借料という形になっているのですが、この業者選定にあたっては、手を挙げるようなところは複数社あったんですか。

宮崎地域創生・人口対策課長 この太陽光施設を誘致する際に募集いたしまして、事前の参加の申請書の提出があったのが8社という記録が残っています。なので、その中で最も有利なといいますか、賃借料が高いところと契約に至って、現在の法人と締結しているというところでございます。

奥山副委員長 わかりました。この市川三郷以外にも、まだ未分譲のところがありますが、今後、ほかの部分についてどういう計画があるか、また、どのような方向で進んでいるのかということをお聞きして質問を終わります。

宮崎地域創生・人口対策課長 現在、土地開発公社が所有している未分譲のものは、先ほど委員から御指摘のあった太陽光施設の部分以外にも1カ所ございまして、八田御使南地区、南アルプス市のところの拠点工業団地が1区画残っています。現在、県の産業労働部、あるいは地元の南アルプス市とも連携しながら販売に向けて積極的に取り組んでいます。特に、産業労働部、企業立地支援課と密に連携をとりながら。また、現在、ゼネコンあるいは県内外の不動産業者、こういったところから約5社ほど問い合わせをいただいていると聞いています。そういった企業様の声も要望等を的確に捉えながら、なるだけ早期の土地の分譲、売却ということに努めてまいりたいと考えております。

渡辺委員 私のほうからは、市川三郷町の大塚地区拠点工業団地にかかる損害賠償請求訴訟について幾つかお伺いしたいと思います。まず初めに、この裁判の被告として造成にかかわった土木業者1社と土地の元所有者を相手方としておりますけれども、この二者を相手方と特定した経緯について教えてください。

宮崎地域創生・人口対策課長 この事案が発生しました平成24年度におきまして、公社のみならず、法律家、あるいは大学教授等、外部有識者により調査委員会を立ち上げました。その調査委員会の中で、なぜ廃棄物が出てきたのか、そういったところの過去の経緯について、土地の所有者から公社の関係者、あるいは県の担当者、そういうところに聞き取り調査をしていただきました。その調査委員会の中

に法律家もいらっしゃることから、法的に誰にどこまで損害賠償請求が可能かというようなところも検討していただき、実際、廃棄物等が埋まっていた土地の中で、造成にかかわった土木業者につきましては、今回、市川三郷町の工業団地におきましては、造成時に盛り土をする際の土の運搬等を行った会社なのですけれども、その中に当該業者でないと入らないような廃棄物、具体的に申しますと、同社が民間の企業から処理を請け負っていた廃棄物としてしか存在しない菓子袋がございまして、そういったものが廃棄物から出てきたというところで特定に至ったというところでございます。

土地の元所有者につきましては、土地を掘り進めたところ、同氏が営んでいた事業に関するものが出てきたということで、相手方の特定に至ったということです。この二者だけが、逆に言うと特定できたというわけでもございまして、そういう形で裁判に至ったということでもございます。

渡辺委員

二者を特定した経緯については理解いたしました。

それでは、この請求額が両者をあわせて1億円強ということですが、先ほどの説明だと、この土地の修復工事にはもう少しお金がかかるということでしたけれども、なぜ1億円強の請求額にしたのか、その積算した経緯についてお伺いいたします。

宮崎地域創生・人口対策課長 この事案が発生した区画につきましては、この区画全体で2.7ヘクタールほどある土地でございすけれども、実はこの土地、掘り返してみますと、分布に若干のばらつきはありますけれども、ほぼ全域から廃棄物が出てきたという状況です。ただし、廃棄物の中には、相手方が特定できた土地もあれば、逆に言うと、誰が埋めたか、それからもともと埋まっていたのか、そこが特定できない土地がございました。なので、区画全体2.7ヘクタール全体に対してかかった費用が全体費用ということで、このスキームに書いております6.5億円かかったということですが、この二者の部分の場所につきましては、実際にその部分を掘り返すのに要した経費というのを土の量、土量をベースに算定、積算をいたしまして、そこで裁判で訴えた額というのが1億円ということでもございました。ほかの区画については相手方が特定できなかったことから、大変じくじたる思いでございすけれども、損害賠償請求には至らなかったというところでございます。

渡辺委員

県が特定して積算した金額が、この用紙を見ますとほぼ100%認められていると。そして、判決額を見ますとほぼ請求額のとおりに近いような形で決定しているということなんですけれども、これを見ますと、県の主張が裁判の経緯の中で認められて、公社のこの土地に対する管理も別に問題がなかったというように理解してもよろしいんですか。

宮崎地域創生・人口対策課長 この裁判の事案につきましては、委員御指摘のとおり、裁判所の方からは、土地開発公社について責任はないということを判決の中で100%お認めいただいているという状況でございす。確かに、この二者に対しましては、公社が知り得ない状況で廃棄物等が見つかったというところで、その二者との関係においては公社は知り得なかった、そこは責任はないという認定を裁判の過程においていただいているところでございすけれども、ただ、先ほど冒頭で御説明いたしました、24年に設置した外部有識者による調査委員会におきまして、土地全体の管理については、公社の責任がないとは当然言っておらず、買収から売却までの間、十分な注意義務を果たしていない、不誠実な業務執行を行っていたと言わざるを得ない、そういったことで多大な損失を県民にかけていると

ということについて猛省をすべきである、ということ厳しく指摘をいただいているというところをごさいます。この裁判の事案とは関係のない部分につきましても、公社は土地全体として管理を徹底すべきであったと重く受けとめているところをごさいます。

このため、公社としても、そういった外部有識者の指摘を踏まえながら、適切な業務改善策を策定して、業務に取り組んでいるところであり、今後におきましても、適切な土地管理を行ってまいりたいと考えているところをごさいます。

渡辺委員　　今の説明を聞いて、ぜひ今後も適切な土地管理を進めていただければと思います。

そして、次に、裁判所から和解案が提示されているかと思ひます。ここに説明があるように、造成にかかわった土木業者との間の和解案が成立したということが書かれておりますけれども、その金額が1,500万円という形になっております。判決額は1,750万円余ということになっているのですけれども、250万円余りの減額を受け入れて和解した経緯といひますか理由をお示しくささい。

宮崎地域創生・人口対策課長　先ほど委員がおっしゃられたように、この和解案につきましても、控訴審の口頭弁論後、ただちに結審いたしまして、その場で和解をしたかどうかという申し入れが裁判所からあったところをごさいます。その後、裁判所のほうから具体的に我々と相手方である造成にかかわった土木業者に対して、和解案の提示があったというところをごさいます。

この和解案につきましても、土地開発公社で裁判を担当していただいている顧問弁護士とも相談いたしました。まず、この裁判は、一審の判決を基本的に引き継いで、東京高裁のほうでも公社の責任はないと判断をしていただいているということ、また、仮に判決という形になりますと、相手方である業者が判決による損害賠償額をもし支払わなかった場合に、強制的な手段に訴えざるを得ないというところがあります。しかし和解ということになりますと、この額を支払うという業者の意思がはっきりしたところで、双方の合意によって1,500万円という額に決定してありますので、より最短で、最も確実にお金を支払っていただけるというところ、我々としても和解を受け入れるという判断に至ったところをごさいます。

渡辺委員　　そういったもろもろの状況と、造成にかかわった土木業者との和解の上で確実に支払っていただけるといった利益も含める形で和解に応じたということは理解いたしました。

最後に、もう一方の土地の元所有者との間では和解が成立していない。また、そちらに至っては和解に応じる意思がなさそうだというようなことが書かれておりますけれども、今後、県としてどういった対応をしていくのか、最後にお伺ひいたします。

宮崎地域創生・人口対策課長　土地の元所有者につきましても、造成にかかわった土木業者と同様、和解の話が裁判所からあったのではないかと推測されますけれども、相手方が和解のテーブルに着いたという事実は、現状ではないと聞いております。現状のままいきますと、8月4日に控訴審の判決が出ます。もし、その前段階で和解の話があれば別ですけれども、その控訴審の判決の内容を見て、具体的に対応するという形になります。造成にかかわった土木業者との関係で申しますと、土地の元所有者についても、我々の方の損害賠償請求が一部認められるような形に決着するのではないかと申しておりまして、もし仮にそうなった場合、土地の元

所有者とも折衝する中で、賠償額を払っていただけるような形で決着をしていきたいと考えているところでございます。

山田委員 同質問です。この土地の元所有者の8,300万円は少し多額なのですが、本人が和解にも応じないということは、多分そのまま倒産するというか、個人破産をするという可能性が非常に高いのですが、8月4日の判決を待ってから手を打つのでは遅いというふうに思いますが、資力調査など何かしてあるんでしょうか。

宮崎地域創生・人口対策課長 土地の元所有者の財産やその状況につきまして、公社といたしましてもできる限り調査をしているところです。個人情報等の関係で、預金額とか、そういうところの情報まではなかなか子細に把握することは難しい状況でございますが、そういった形で土地の元所有者の資産状況についてはできる限り把握に努めているところでございます。

山田委員 県でも把握に努めることはできますよね。例えば、固定資産税の台帳を調べるとか。そこは押さえてあるのかどうか確認をしたいと思います。

宮崎地域創生・人口対策課長 土地の元所有者が持っている土地については、固定資産の評価額等の情報も得て、その土地の大体の評価額を把握しているというところです。

山田委員 先ほど、請求額を足せば1億円になるとの話がありましたが、課長の説明と大きな差異があると私は思うんですけれども。当時、あそこは4億8,000万円ぐらいで売ったのではなかったでしょうか。我々も見にいったんですが、最終的に土地をひっくり返して、非常に疑義がある土地の掘削であったので、あのときはたしか10億円ぐらいかけているはずです。当時、私たちが総務委員会でここに調査に行ったときと、課長の説明とは算定数値に大分開きがあるんですけど、そこはどういうことでこういう数字になったのか、もう一度お答えをいただきたい。

宮崎地域創生・人口対策課長 委員のおっしゃられた10億円という話ですけれども、申しわけございません、その10億円という数字がどういった数字かわかりませんが、この廃棄物の処理、あるいは掘削にかかった費用は全額で6.5億円でございます。また、先ほど申しあげました太陽光施設が入っている隣接地につきましては、その売却を断念して借入金の返済が不能になりましたので、その部分とを足しまして、今、11.1億円という形で積算をさせていただいております。廃棄物の処理、あるいは掘るのにかかった費用は6.5億円でございます。

山田委員 であれば、請求額は6億5,000万円にならないですか。当時は全部一緒ですよね。請求額1億円は、対象地だけの1億円なんですか。それとも、太陽光をやっているところは掘削していないけど類推をしたのか。どっちにしろ1億という数字じゃないですか。あまりにも開きがある。

宮崎地域創生・人口対策課長 済みません、大変説明が足りなかったところがございすけれども、太陽光施設の部分につきましては、実際に掘削をしていませんので、その部分の処理費用というのとはかかっていない。その部分の土地の売却を断念した際に、その借入金、その土地の取得にかかったお金が回収できないので、その部分をオンしているというところでございまして、6.5億円の実際に事案が起こった区画につきましては、先ほど申しましたように、区画全体でいろいろと廃棄物が出ているというところでございすけれども、そのうち造成にかかわった

土木業者、あるいは土地の元所有者が関与したとされる場所が特定できましたのは全体の区画のうちのほんの一部のみでございます。

なので、全体のうちのその区画に要した工事費、例えば我々が積算に用いたのは、そこで掘り出した土量、あるいは廃棄物が出てきた量という形で計算をしていまして、その一部についてのみ損害賠償請求ができた。ほかの部分の土地につきましても、誰が関与したかわからない。あるいは、関与したとしても損害賠償請求はできないだろうという第三者委員会の判断によりまして、そこは損害賠償請求をじくじたる思いで断念したというところでございます。

山田委員

調べてください。当時、4億8,000万円で売って、十何億かけて、多分差引が6億5,000万円で、それがそのままこの6億5,000万円の負債として残っている、そういう処理だったと多分……多分ですよ。私たちの年度ではそこまで立ち入れなくて、次の年は別の委員会になったので、私もここずっと気にはしていたんです。最終、どういう決着をしたのかね。したがって、土地の元所有者の件もしっかり財産保全をするようお願いをしたいし、その当時、10億をかけても契約を解除したほうがいいじゃないかという議論があって、10億円かけても法人税も入ってくるし、当時雇用が30人だか300人あるっていったんですが、何ていう会社だったか、南アルプス市とかでやっている会社で、私が調べて、せいぜい法人税が入ってきても1年で1,000万、10億かけりゃ100年かかるよと、私、こういうやりとりをした経過があるんですよ。この会社はちなみに、法人税は大体どのぐらいを払ってくれているんでしょうか。わかれば教えてください。そして、雇用が当時、30人……300人じゃなかった、30人……何か、3にかかる記憶が残っているんですが、今どんな状況なのか教えてください。

宮崎地域創生・人口対策課長 その事案があった土地に立地している法人について、今の段階でその工場で何人雇用しているか、あるいはその部分の法人税が幾らかというところまでは、申しわけございませんが、積算ができませんので、わかりましたらまた御説明に上がりたいと思います。よろしく申し上げます。（7月27日部局審査の冒頭で答弁を行った。）

（（公財）山梨県馬事振興センターについて）

浅川委員

私は代表質問でも、地元のことということ、馬の町小淵沢ということで毎回毎回取り上げさせていただいておりますし、執行部等々にも要望も出しておるところでございますが、馬事振興センターについては競技場の運営管理ということで、本当にお力添えをいただいておりますし、うまくいっているのかなというふうに思っております。今月、30日にホースショーもあるということで、日本でもなかなかあれだけのホースショーが行われる場所はないだろうと思っておりますし、私も毎年参加させていただいております。

そういう流れの中で、この参考資料の373ページの中の施設の使用料収入という部分で、かなりこの部分が減少傾向にあり、赤字決算となっているというところでございますので、ここの使用料の部分について、最近の動向を、3年でも5年でも結構でございますので、わかったら教えていただきたい。

鎌田畜産課長 3年間の推移についてお答えいたします。平成27年度の使用料収入は1,433万円余であり、前年度比較で192万円余の減でございます。平成26年度は1,625万円余で、対前年度633万円余の減でございます。平成25年度は2,258万円余で、前年度と比較して315万円の減でございます。

浅川委員 平成26年度がかなり落ち込んだという部分が今の報告の中にあるのですが、これはどういった理由というか、原因があったのかわかりますか。

鎌田畜産課長 平成26年度に減少額が結構大きくなっておるのですが、平成25年度まで馬術競技場を使っていた全日本ジュニア障害馬術大会が、平成26年度以降は他県に会場が変更されたことが使用料減少の大きな理由でございます。

浅川委員 私もその部分について原因がわかっていないわけではないのですが、このことについて、全日本ジュニアということで、何回か県のほうにも要望を出したんですけど、この原因はどこにあるんですか。

鎌田畜産課長 当競技場はかいじ国体以後、建設後30年余りが経過しておりまして、施設が老朽化していることから、他県の競技場との比較の中で、大変魅力が薄れてきているといったことが原因と考えられております。

浅川委員 昭和61年のかいじ国体に合わせてつくって、それ以来ということで、老朽化の部分も知らないわけじゃないんですが、これまでに県はこの老朽化、それから修理だとかその辺の部分はどんなふうに対応してきたんですか。

鎌田畜産課長 平成27年度、昨年度には、競技に使用する障害物一式を新しくするとともに、電子掲示板を整備いたしました。また、来場者の利便性を向上するために、1,000人収容できる観覧席を整備したところでございます。また、本年度につきましては、大規模な大会の運営にも対応できるよう、大会本部棟や競技場の安全を確保するためのガード柵を設置することとしております。

浅川委員 実はこの問題につきまして、代表質問もさせていただきまして、今、課長お答えのような本部棟を今年整備するという話もお聞きしました。これにつきまして、タイムスケジュール等がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

鎌田畜産課長 現在、設計作業を行っておるところでございます。10月から工事に着手して、完成は年度内を予定しております。

浅川委員 今、設計段階で、10月ぐらいが着工というふうにお聞きしました。予算的にはどの程度を予定しているんですか。

鎌田畜産課長 まず、施設整備の本部棟、それからガード柵については、4,438万8,000円を予定しております。

浅川委員 いろいろな部分で整備ができなかった、老朽化が激しいということでジュニア選手権も御殿場に行ったという話も聞いております。しかしながら、この小淵沢の馬術競技場は日本を代表するような施設であり、2020年のオリンピックに向けても、かなり事前の合宿等々にも活用できるのではないかというお話も聞いておるところでございますが、オリンピックはさておいて、いろいろな形でこれから展開をしていかなければいけないと思っておりますが、次に整備計画、さらには広告宣伝に向けてはどんな考えがあるのか、あったら教えていただきたい。

鎌田畜産課長 これまでも県では馬事振興センターにおいて誘致活動を行ってまいりました。全日本レベルの大会等、大きな大会ですね。今後は県の馬術連盟や地元関係の団

体と緊密に連携しながら、それらの主催団体に対し、本県競技場の利用を強力に働きかけてまいります。

また、施設整備についても、魅力あるようなものとなるよう、競技団体の御意見を伺いながら、今後も充実を図ってまいりたいと考えております。

（（公財）山梨県暴力追放運動推進センターについて）

塩澤委員

今年2月の定例会で、私も暴力団対策における暴力団排除活動を推進する必要があるということで一般質問もさせていただきました。そんな関係で、この暴力団追放運動推進センターが自分としても重要だということは承知しております。そんな中で、先ほどの説明のあった事業報告の事業実施状況、632ページにたくさんのお尋ねしたいと思っております。さまざまな事業がある中で、正味財産の中でいろいろな事業の報告があるのですけれども、どの事業というふうに見ればいいのでしょうか。

宇野組織犯罪対策課長 お答え申し上げます。634ページの正味財産増減計算書をごらんいただきたいと思います。このI、一般正味財産増減の部の1に経常増減の部、（2）経常費用の①事業費の中で受託事業費があると思うのですが、こちらに該当いたします。

塩澤委員

受託事業ということで、今、おっしゃられたのですけれども、この受託事業というのはどこから受託しているということだと思っておりますけれども、どうして受託事業というふうになっているのか、その理由はどういった理由でしょうか。

宇野組織犯罪対策課長 まず、そもそもこの不当要求防止責任者講習といいますのは、いわゆる暴力団対策法の第14条に規定された、事業者に対する援助といたしまして、県の公安委員会が開催する講習と定めておりますけれども、同法の第32条の3、第2項第7号におきまして、暴追センターが公安委員会の委託を受けて講習を行うことができると規定をされております。厳しい治安情勢に警察力を十分に投入できるように平成7年以降、当センターが警察にかかわって講習を実施している、こういう経緯でございます。

塩澤委員

公安委員会からの受託ということで、7年からやっているということですが、今年も20回と、かなりふえたという話も先ほどしていただきましたけれども、具体的にこの事業の内容というか、どういう人に対してこの講習をやっているのか伺いたいと思っております。

宇野組織犯罪対策課長 対象者は、各県内の事業所において選任をさせていただいている不当要求防止責任者でございます。この不当要求防止責任者につきましては、暴力団等による不当要求による事業者や使用人等の被害を防止するための業務を行うという役割を担っているものでございまして、各事業所において警察に対して不当要求防止責任者選任届というものを届出させていただいているものでございます。

また、対象となる事業所につきましては、これは制限がございません。事業形態につきましても、個人事業、民間事業、公益法人、協同組合等、さまざまとなっております。

なお、平成27年度末現在で3,138人が選任をされているという状況でございます。この不当要求防止責任者の中の講習の内容につきましては、先ほども御説明をさせていただきましたが、暴力団等から不当要求があったときの対応要

領などを中心に教示をするということをしております。

塩澤委員 　　では、登録すれば講習を受けられるということによろしいですか。

宇野組織犯罪対策課長　そのとおりでございます。

塩澤委員　　暴力団からの、例えば、言い方は悪いかもしれないけど、脅されるとか、みかじめ料とか、そういった要求が不当要求なのかなと思うんですけども、いろいろな人が登録して、この講習を受けて、いろいろな対処方法なんかを教わるっていうことですよ、要するに。教示とか何とかってよくわからないんですけども、教わるっていう、そういう意味でよろしいかとは思うんですけども、これを教わったことによって、暴力団をうまく排除っていうか、うまくかわすという、うまく表現できないんですけども、対応できたというような事例というものはあるんでしょうか。

宇野組織犯罪対策課長　この責任者講習では、受講者に対してアンケートを実施しておりますけれども、平成27年度の講習で実施したアンケートでは、過去に不当要求を受けたというお答えをいただいた受講者の中で、その要求に応じてしまったという方はいらっしゃいません。このアンケートの中では、そのときの不当要求の対応としては、所属する組織全体で対応したり、警察や弁護士等に相談をしたというふうな回答をいただいております。

また、責任者を置いている事業所では、暴力団関係者からの予約に対しまして毅然として予約を拒否いたしまして、暴力団に利益を与えないような対応をされたという件も承知しているところでございます。このように、組織的な対応でありますとか、関係機関への相談ということにつきましては、被害防止のための基本的な事項として教示をしておりますし、また、毅然とした態度で対応してほしいということにつきましては、講習の中の具体的な対応要領として教示している内容でございまして、責任者講習が暴力団からの被害防止に効果を上げているものと考えております。

塩澤委員　　効果が上がっているということで、引き続きやっていくことが重要なことというふうに思います。ただ、正味財産の増減計算書の中で、経常収益はほぼ昨年並みということなんですけれども、事業費が108万円ぐらいふえているとここにありますけれども、その結果、経常増減額っていうのがマイナスになっていると思えますが、これは収益が一緒だからということだと思いますけれども、この事業費が増大したというのは、今までとはまた違ったような事業を多くやったのかどうか、その辺の理由というのをお願いしたいと思います。

宇野組織犯罪対策課長　まず、当法人は公益財団法人でございまして、公益法人会計上、収支相償としなければならないところでございますが、平成23年度の国債の買いかえのときに200万円以上の利益、つまり余剰金が生じております。翌年以降、計画的に事業を推進して、この余剰金を減少させてきたわけでございますけれども、平成26年度末段階でまだ170万円余の余剰が残っていたということでございます。平成27年度も前年度と同様の規模の事業計画をしておりましたけれども、昨年度中は山梨県暴力団排除条例の改正もされるということもございまして、暴排機運の醸成を図る機会と捉えまして、先ほど申し上げた余剰金を財源として事業の拡充を行ったという経緯でございます。具体的には、正味財産増減計算書にもございまして、広報啓発事業と相談事業に関しまして拡充を行っております。

塩澤委員 余剰金があったから事業をたくさんやりましょうと。うまく余剰金を利用して、たくさん事業ができればよりいいかなと思いますけれども、今、広報啓発事業と相談事業を拡充したというお話がありましたが、それらの事業のうち、どういった活動に力を入れたのか、具体的にもしあればお伺いします。

宇野組織犯罪対策課長 主に広報活動に力点を置いた活動を行っております。具体的にはFMラジオでありますとか、新聞で暴力団からの不当要求には断固拒否するといったことや、暴力団に関する困りごとにつきましては当センターに相談してほしいというような広報を行いました。そのほか、ラジオではインタビュー形式による暴力団3ない運動プラスワンを推進するように説明をしております。

さらに、こういったお金をかけた広報活動とあわせまして、センターが開催している講習でありますとか研修会で暴力団排除意識の高揚につながる情報発信を行うなどして、県民の多くに行き届くような活動を展開したものでございます。

塩澤委員 相談活動も一生懸命やったんだけど、特に広報活動に力を入れたというような話でしたけれども、その効果というものはどの程度あったのかということとはちょっとわからない部分があるんですけども、それはどんな認識を持っていますか。

宇野組織犯罪対策課長 こうした活動を行った結果、不当要求防止責任者講習の受講者につきましては、先ほども御説明をさせていただきましたが、前年度から114人増加いたしました。また、これは本年度になってからということでございますが、新規に5法人が賛助会員となっております。また、広告を見て相談に来たという方がいらっしゃるなど、相談者の数も増加しております。この相談受理件数につきましては過去5年間で最も多くなっているという状況でございます。

こうしたことから、広報活動により、当センターの活動に対する県民の理解が深まっていると考えられますので、効果があったものと考えています。

塩澤委員 いろいろな効果があったということで、続けてもらいたいです。相談者がふえたというのは、暴力団がふえたのか、活動が活発になったのか、原因はよくわかりませんが、いずれそうやって相談がふえて、未然に防げるということが大事なというふうに思います。

もう1問、別の質問をさせてもらいたいですけれども、640ページの固定資産の(1)の基本財産というところについてちょっとお伺いしたいんですけれども、基本財産の総額が27年と26年というのはほぼ一緒なんですけれども、有価証券、3,000万円ほど減少しているということでもって、普通預金がその分、増額、増加されているように思うんですけれども、その理由はどんな理由だったんでしょうか。

宇野組織犯罪対策課長 貸借対照表中の有価証券の減少、それから普通預金の増加につきましては、現在のマイナス金利政策の影響を受けまして、償還期を迎えた国債の買い替えができなかったということで、一時的に普通預金に入れているというものでございます。この件につきましては、当センターの理事会でも承認をされております。今後は経済情勢等を勘案しながら国債購入の検討をしてみたいと考えております。

塩澤委員 マイナス金利で大変厳しい状況というのは、いずれのこういった財団も一緒だと思うんですけれども、そういった収益が少なくなるということはセンターの活

動に影響が出るといった懸念もあるとは思いますが、暴力団から守っていくんだというセンターの重要性ということを考えると、やっぱりこの取り組みをさらに縮小させないようにということも考えていかなきゃならないと思います。そういったことに対しては、収益の面とか、いろいろな面から見て、どういうふうに取り組みを行っていく考えていますか。

宇野組織犯罪対策課長 当センターでは、引き続き広報啓発活動、相談活動、それから責任者講習の受託事業を柱といたしまして、県民に身近な事業活動というものをさらに推進をいたしまして、暴力団による被害の防止等に寄与することで多くの県民の方の御理解を得て、賛助会員のさらなる獲得でありますとか、寄付金の増額を図ることにより、事業規模を縮小させずに安定した経営に努めることとしておりまして、県警としましても適時適切に指導してまいりたいと考えております。

その他 ・ 部局審査及び現地調査の結果を踏まえ、意見がある場合は、審査意見書の様式により、8月8日までに事務局あて提出することとされた。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 飯島 修